



昆虫ハンター検定

公式ガイドライン

— ホームページ掲載用 —

制定日：2026年2月22日

版数：v1.0

発行者

一般社団法人 挑戦型自然体験協会

本ガイドラインは、一般社団法人挑戦型自然体験協会定款第4条に基づき制定された、昆虫ハンター検定の公式運営規程である。

© 2026 一般社団法人 挑戦型自然体験協会

昆虫ハンター検定 公式ガイドライン

※本ガイドラインは、一般社団法人挑戦型自然体験協会の定款第4条第2項に基づき制定された、昆虫ハンター検定の公式運営ルールである。

本ガイドラインの制定趣旨

昨今、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、自然の中で主体的に遊ぶ機会は減少傾向にある。デジタル機器の普及や生活様式の変化により利便性は向上した一方で、幼少期に重要とされる非認知能力（主体性・挑戦心・好奇心・観察力・自己効力感等）について実体験を通じて育む機会は限られつつある。

自然体験は、子どもが自ら環境に働きかけ、試行錯誤を重ねながら課題を乗り越える過程そのものであり、非認知能力を育成する有効な学習機会である。とりわけ昆虫採集は、「探す」「考える」「工夫する」「失敗する」「再挑戦する」という主体的行動を自然に伴う体験であり、学びを内発的に引き出す特性を有している。

しかしながら、学校教育や公的機関においては、安全配慮や責任範囲の制約から、継続的な自然体験の提供には構造的な難しさがある。

昆虫ハンター検定は、こうした社会的背景を踏まえ、民間の立場から安全性と教育的意義を両立させた体験機会を継続的に提供することを目的として設計された体験型学習プログラムである。本検定は、昆虫を自ら探索・観察・捕獲する体験を通じて、非認知能力の育成と生命尊重の理解を促すとともに、親子や地域における学びの機会を創出することを目指す。また、本検定は子ども一人の挑戦にとどまらず、親と子が自然の中で同じ時間を共有し、共に驚き、考え、喜ぶ経験を大切にする。忙しい日常の中では得難い「親子のかけがえのない時間」は、成果以上に心に残る教育的財産である。本検定は、その時間を制度として支え、家庭教育を豊かにすることも重要な使命として位置付ける。

第1章 昆虫ハンター検定とは

昆虫ハンター検定は、子どもたちが自然の中で昆虫を探索・観察・捕獲する体験を通じて、主体性や挑戦心等の非認知能力を育成し、生命尊重への理解を深めることを目的とする体験型学習プログラムである。

本検定は、学校教育（探究学習・総合的な学習の時間）ならびに家庭教育・地域教育と連携可能な設計とし、すべての活動は安全確保および自然環境への配慮を前提として実施される。

1-1 対象年齢および参加対象の基本方針

本検定は、主として小中学生を対象とした自然体験型の検定である。本検定の趣旨である「自然とのふれあい」「観察・探究・挑戦の過程」は、年齢を問わず価値のある体験である

ことから、高校生以上の参加を妨げるものではなく、参加可能年齢の上限は設けない。

なお、高校生以上の参加者についても小学生と同一の認定基準を適用するが、年齢や体力、判断力の差を踏まえ、より高い自己管理能力が求められるものとする。18歳未満の参加者については、申込にあたり、参加可否の判断および連絡窓口となる成人（以下「申込責任者」）による申込および同意を必要とする。

申込責任者は、法定保護者に限らず、保護者の同意を得た成人（祖父母・親族・知人・引率者等）を含むものとする。18歳以上の参加者は、申込責任者を必要とせず、本人の意思と責任において受検することができる。

第2章 検定の目的と育てたい力

2-1 検定の目的

昆虫ハンター検定は、自然の中で昆虫を探索し、自らの力で捕獲する体験を通じて、次に掲げる非認知能力を育成することを目的とする。これらの力は、挑戦と試行錯誤を伴う自然体験の中で相互に関連しながら育まれるものである。また、本検定では、捕獲が困難な昆虫への挑戦をやり遂げた経験から得られる達成感を、学びの重要な価値として位置付ける。

- ・主体性：自ら考え、判断し、責任を持って行動する力
- ・挑戦心：未知の環境・課題に向き合い、失敗を恐れず行動する力
- ・好奇心：身近な自然への関心を持ち、自ら問いを立てて学び続ける姿勢
- ・観察力：形・動き・生息環境等の情報を的確に捉え、判断につなげる力
- ・自己効力感：工夫と努力により達成できたという実感

これらの非認知能力の育成を通じて、受検者が生き物の命や生態系を理解し、自然を尊重しながら関わる姿勢を身につけることを、本検定における重要な教育的価値として位置付ける。

2-2 検定実施期間について

昆虫ハンター検定の実施期間は、原則として毎年4月1日から10月31日までとする。本検定では、昆虫を見つけ、環境を観察し、工夫しながら捕獲に挑戦する過程を重視している。昆虫の活動が活発な時期における挑戦は、観察力・判断力・粘り強さといった非認知能力の育成につながる。気温の低下により昆虫の動きが鈍くなる時期は、捕獲の難易度が下がり、本検定が目的とする「試行錯誤を伴う挑戦」としての価値が十分に発揮されにくい。そのため、本検定ではオンシーズンとオフシーズンを明確に区分し、挑戦の質と学びの深さを担保する観点から、上記期間を検定期間として設定する。

※地域特性、気象条件、教育的配慮等により例外的な運用が必要な場合は、事務局の確認を経て代表理事がこれを決定する。

第3章 検定方法・認定の考え方

3-1 フィールド区分の考え方

本検定では、昆虫の生息環境の違いを踏まえ、次の4つのフィールドを設定する。

(1) 森林フィールド

森林や雑木林、里山など、樹木が多く自然度の高い環境を対象としたフィールドである。樹木上、樹皮下や朽木、林内の草地などに生息する昆虫を中心に、自然環境への配慮と安全確認を行いながら探索する。

(2) 野原フィールド

野原、草地、河川敷の草むらなど、開けた場所を中心としたフィールドである。草本植物に依存する昆虫や地表付近で活動する昆虫が多く、季節や時間帯による違いを意識した探索が求められる。

(3) 水辺フィールド

川や池、用水路、湿地など、水辺環境を対象としたフィールドである。水辺特有の生態系に生息する昆虫を対象とするが、転倒・落水等の危険が伴うため、十分な安全配慮のもとで活動が求められる。

(4) 市街地フィールド

公園、街路樹、学校敷地、住宅地周辺など、人の生活圏に近い環境を対象としたフィールドである。市街地に残された自然の中で昆虫を見つけ出すことを目的とし、観察力や知識を活かした探索を行う。

3-2 級・認定の基本原則

(1) 段階構成

本検定は1級～10級までの10段階で構成する。

(2) 指定昆虫

各級には、4フィールド（森林／野原／水辺／市街地）に対応する指定昆虫を設定し、1級～10級の合計で40種類とする。オス、メスは問わない。

(3) 級の認定

受検者が指定昆虫を「自力で捕獲」し、個別認定の成立が確認された場合、当該級（当該フィールド・指定昆虫1種）を認定する。挑戦の順序・回数に制限は設けない。

※死亡個体及び破損個体は不認定とする。

(4) グランドスラムの認定 ※2026年実施は見送り

同一級に属する4フィールド（森林／野原／水辺／市街地）すべてを獲得した場合、当該級において「グランドスラム」を認定する。

3-3 認定における注意事項

(1) 自力で捕獲の定義

「自力で捕獲」とは、受検者本人が直接の捕獲行為を行い、同行者・第三者が捕獲行為の主体となる行為（手で掴む、網で入れる、容器に誘導する等）を伴わないことをいう。

(2) 写真証跡（提出写真）の基本

提出写真は、受検者本人と対象昆虫が確認できる写真と別角度から、同じ昆虫が確認できる写真の2枚を必ず提出する必要がある。

(3) 重複カウントの禁止

同一個体の重複認定（同一写真・同一個体を複数枠へ充当すること）は不可とする。

(4) 類似種の取扱い（一般原則）

形態・生態が類似する近縁種については、ガイドラインの文末に定める【別表1】「類似種リスト難判別枠適用種」に基づき認定する場合がある。

(5) 捕獲方法・道具

昆虫を捕獲するための道具や方法について、原則として制限は設けていない。これは、受検者が自ら考え、工夫し、挑戦する過程を重視しているためである。ただし、以下に該当する方法・道具の使用は禁止する。

- ・人や周囲に危険が及ぶ恐れのあるもの
- ・昆虫や生息環境を著しく傷つけるもの
- ・法令または地域のルールに反するもの

捕獲にあたっては、安全および自然環境への配慮を最優先とし、適切な方法で挑戦するものとする。

3-4 難判別枠（判別困難種）の取り扱い

本検定は、昆虫の分類学的厳密性のみを目的とするものではなく、自然体験を通じた挑戦の過程を重視する制度である。そのため、形態・色彩・大きさ・生態等が近似し、一般的な観察条件下において判別が困難な近縁種については、受検者の不利益を回避し、認定の公平性を確保する観点から、事務局が別に定める「類似種リスト（難判別枠適用種）」に基づき認定する場合がある。類似種リストの内容、適用範囲および改訂は、事務局が記録および運用実績を踏まえて定める。

難判別枠に該当する場合、事務局は次のいずれかの方法で認定することがある。

- 同一グループ認定：同属または実用上区別困難な近縁種を同一枠として認定する。
- 包括表現認定：事務局が事前に定めた範囲に属する種であれば「○○類全般」として認定する。

3-5 写真の提出について

- ・写真証跡として、同一個体について2枚以上を提出すること（以下「写真2枚ルール」）。
- ・2枚は、上面+側面、または翅・胸部・腹部等の特徴が相互補完的に確認できる角度であること。
- ・同一個体の重複認定を行わないこと（3-3 (3)）。

写真2枚ルールにおいて、画質・ピント・光量・角度等が不十分で判別が困難な場合、事務局は追加写真の提出、または認定の見送り（不認定）を判断できる。難判別枠に該当するか否か、認定の可否、同一グループの範囲、包括表現の適用範囲、ならびに提出写真の十分性については、事務局が記録内容をもとに基準に沿った確認を行う。なお、難判別枠は審査の公平性を確保するため、事務局は必要に応じて対象種・認定範囲・写真要件等を見直し、ガイドラインおよび類似種リストを改訂することがある。

・写真データの取扱いについて

認定の確認を目的として受領した写真データについては、認定作業および必要な確認手続きの完了後、原則6か月以内に速やかに削除する。ただし、法令上保存義務がある場合を除く。なお、写真データは法人管理下の限定された環境に保存し、認定業務担当者のみが閲覧可能とする。当該写真データを、認定業務以外の目的で使用する一切ない。

第4章 検定料および決済方法について

昆虫ハンター検定では、受検者が安心して挑戦できるよう、後払い方式を採用した二段階の決済システムを基本としている。本章では、本検定における検定手続きの基本的な流れならびに、検定料および認定物に関する費用の取扱いについて定める。

4-1 検定手続きの基本的な流れ

昆虫ハンター検定は、次の手順により実施される。

- (1) 受検者による個別昆虫捕獲チャレンジおよび写真提出（以下「申込」という）
- (2) 受検者による申込フォーム送信後、表示される決済リンクから検定料を支払う。
- (3) 事務局による写真確認および認定可否の判定
- (4) 認定結果の通知
- (5) （希望者のみ）認定物の申込・製作・発送

本ガイドラインに定める検定料および認定物に関する取扱いは、上記手順を前提として運用されるものとする。

4-2 検定料（検定申込に係る費用）

受検者は、昆虫ハンター検定への申込にあたり、検定料を負担するものとする。

検定料は、検定への挑戦ならびに提出された写真の確認・判定・認定作業に対する費用であり、認定の可否に関わらず発生するものとする。ただし、本検定では、写真提出時点では直ちに検定料の決済は行わず、申込フォーム送信後に表示される決済案内に基づき、検定料を支払う方式とする。

4-3 二段階決済の考え方（後払い方式）

本検定における費用の取扱いは、次の二段階に区分される。

- (1) 検定料

検定への申込および認定作業に対して発生する費用。

(2) 認定物に関する費用

認定完了後に、希望者のみが購入する成果物に関する費用。

この二段階決済により、事務局は認定の正確性および会計処理の明確性を確保し、受検者は自身の希望に応じた選択を行うことができる。

4-4 認定物（成果物）の取扱いについて

検定において認定された受検者は、希望に応じて以下の認定物（成果物）を申込・購入することができる。

- ・認定証（PDF 形式）
- ・認定証（紙媒体）
- ・認定バッジ

認定物の申し込みは、事務局が案内する認定物申込用の Google フォームから行うものとする。申込フォーム送信後に表示される決済リンクを通じて決済が終了した時点で、正式な申込成立とする。なお、認定物の購入は任意であり、認定物を購入しない場合であっても、認定の成立および有効性には一切影響しない。

認定は、事務局からの認定結果通知をもって完了するものとし、認定物はその後、受検者に提供される付随的な成果物と位置付ける。

4-5 決済および手続きに関する補足

検定料および認定物に関する決済は、申込フォーム送信後に表示される外部決済サービスのリンクを通じて行われる。決済が完了していない場合、当該申込は成立しないものとし、事務局は検定判定および認定物の製作・発送を行わない。決済完了後の申込内容の確認、認定作業、認定物の製作および発送は、一般社団法人挑戦型自然体験協会が法人として責任をもって行う。決済方法、支払期限、利用可能な決済手段の詳細については、各申込フォームおよび決済画面の案内に従うものとする。

第 5 章 検定表の見方・進め方

本章には、1 級～10 級の検定表（各級 4 枠・計 40 種）を掲載する。受検者は、獲得したい級・フィールドを任意に選択して挑戦できる。

※検定料および決済方法については、必ず第 4 章を参照の上、挑戦する級・フィールドを選択すること。

昆虫ハンター検定等級別公式検定基準表

— 2026年度版 —

	森林フィールド Forest Field	野原フィールド Grassland Field	水辺フィールド Waterside Field	市街地フィールド Urban Field
1級	オオクワガタ	トノサマバッタ	タガメ	ナナフシ
2級	ミヤマクワガタ	ヒシバッタ	ギンヤンマ	タマムシ
3級	シロスジカミキリ	ショウリョウバッタ	ゲンゴロウ	オオカマキリ
4級	オオムラサキ	アリジゴク	コオイムシ	クロアゲハチョウ
5級	ノコギリクワガタ	キリギリス	タイコウチ	アゲハチョウ
6級	カブトムシ	クルマバッタ	ミズカマキリ	カナブン
7級	ルリボシカミキリ	オンブバッタ	オニヤンマ	アブラゼミ
8級	ヒグラシ	イナゴ	シオカラトンボ	アキアカネ
9級	コクワガタ	モンシロチョウ	カワトンボ	コオロギ
10級	ゾウムシ	テントウムシ	アメンボ	アリ

本検定は、一般社団法人挑戦型自然体験協会が制定する昆虫ハンター検定公式ガイドラインに基づき実施される。受験にあたっては安全基準および関係法令を順守すること。

Official Document No. 2026-01
制定：令和8年4月1日

第6章 安全・マナーについて

本検定は自然環境下での活動であり、完全な安全を保証するものではない。活動は安全最優先とし、地域のルール・私有地・保護区等の規制を遵守する。危険がある場合は採集を中止する。昆虫や周辺環境を損なう行為（過度な採集、樹皮剥ぎ、巣の破壊等）は禁止する。

第7章 安全管理マニュアル

【刺される・噛まれる危険の回避】

- ・ 黒い服、光沢素材、香水は避ける。
- ・ 林・草むらに入る前にハチの巣を確認し、発見したら即退避する。

【転倒・滑落の防止】

- ・ 濡れた石や不安定な足場に乘らない。

- ・木登りは原則禁止とする。

【水辺の危険回避】

- ・深みには入らない。
- ・雨後や増水時の川には近づかない。

【熱中症対策】

- ・20～30分に1回の給水を目安とする。
- ・熱中症指数（WBGT）31以上は活動を控える。
- ・夏場は早朝または夕方に活動し、無理をしない。

※受検者および保護者・同行者は、本検定の趣旨および活動に伴うリスクを十分に理解した上で参加するものとする。

【重要】本検定は、教育的な自然体験活動として実施されるものであり、参加者個々の体調管理、既往歴、医療的判断、家庭事情等に関する個別対応については、事務局は対応を行わないものとする。18歳未満の参加者に関する参加可否の判断、体調不良時の対応、継続参加の可否等については、申込責任者の責任において判断するものとする。

第8章 同行者の役割

8-1 基本方針

本検定は、主として小中学生を想定して設計されているが、参加可能年齢の上限は設けていない。高校生以上の参加者についても同一の認定基準を適用するが、年齢および発達段階に応じた自己管理能力および適切な行動判断が求められる。

同行者は、受検者の年齢や発達段階に応じた適切な関わりを行い、本検定の趣旨を踏まえた支援に徹するものとする。なお、同行者および申込責任者は、医療行為や専門的判断を要する対応を事務局が行うものではないことを理解した上で、本検定に参加するものとする。

本検定は、同行者との時間そのものにも教育的価値があると考えられる。特に親子で参加する場合には、安全への配慮に加え、対話や共感を通じて関係性を深める機会として本活動を大切にすることを推奨する。

8-2 同行者の基本的役割

同行者は、常に安全確保を最優先とし、以下の点を遵守する。

- ・危険区域には立ち入らせないこと
- ・危険が予測される場合には、事前に注意喚起を行うこと
- ・昆虫の捕獲については手助けを行わず、原則として「見守り」に徹すること
- ・同行者による直接的な捕獲行為や過度な介入は、本検定における「主体的な挑戦」の趣旨に反するため、認定の対象とはならない。

8-3 年齢別の推奨される関わり方

小学校低学年（概ね小学校 1～3 年生）

安全管理を最優先とし、危険予測や行動判断について言葉かけにより丁寧に補助する。

捕獲の成否よりも、「挑戦した過程」を重視した関わりを行う。

小学校高学年（概ね小学校 4～6 年生）

子ども自身に危険を考えさせ、選択させる場面を徐々に増やす。

同行者は即時介入を避け、見守りを基本とする。

中学生

活動計画、安全確認、行動判断を原則として本人に委ねる。

同行者は緊急時のみ介入し、経験や成熟度に応じて柔軟に調整する。

8-4 友人のみで昆虫採集を行う場合の扱い

友人のみで昆虫採集を行う場合、友人は本検定における「同行者」には該当しない。この場合、各自が受検者本人と同等の立場として行動し、安全管理および行動判断は原則として各自の責任とする。

友人同士による捕獲の補助や、危険行為を助長する行動は、本検定の趣旨に反するため、認定の対象とはならない。

ただし、年齢や発達段階により安全確保が困難であると判断される場合には、保護者または指導者の同行を求めるものとする。

第 9 章 禁止区域

- ・ 崖、急斜面、落石の恐れがある場所
- ・ 川の中央部、深み、急流域
- ・ ハチの巣がある区域
- ・ 熊の出没が確認されている、または注意喚起がなされている地域
- ・ 私有地（許可なし）

第 10 章 危険予測トレーニング

- ・ どんな危険があるか？
- ・ どうすれば避けられるか？
- ・ 事故が起きたらどうするか？
- ・ 活動前に必ず確認できているか？

第 11 章 季節別注意点

【春】川の増水・ハチの女王・マムシ

【夏】熱中症・スズメバチ・アブ

【秋】熊の活動増加・ハチのピーク

【冬】採集は非推奨

第12章 応急処置

- ・刺傷・咬傷：冷却し、アナフィラキシーの兆候があれば119番通報を行う。
- ・転倒：止血し、歩行困難な場合は活動を終了する。
- ・熱中症：日陰で休ませ、水分・塩分を補給する。

第13章 捕獲後の昆虫の扱い

- ・強く握らず、やさしく扱う。
- ・ケースに入れ、観察後は元の場所に戻す。
- ・過度な個体採集は禁止。採集行為は学習目的の最小限に留め、自然環境および生態系へ配慮する。生命を尊重し、自然との共生を学ぶ姿勢そのものを重要な評価対象とする。

第14章 安全教育の観点

昆虫採集は「挑戦・発見・工夫」を学ぶ教育活動である。同行者は次の点を意識する。

- ・挑戦を肯定する声かけ。
- ・危険を自ら判断する力を育てる。
- ・生命へのリスペクトを教える。

第15章 親子時間の意義

昆虫ハンター検定は、非認知能力の育成を目的とする体験型学習プログラムであると同時に、親と子が同じ自然空間に身を置き、同じ対象を見つめ、同じ時間を共有することに大きな教育的価値があると考えられる。自然の中での挑戦は、結果以上に「共に過ごした記憶」として家庭に残る。捕獲の成功や失敗、驚きや発見、対話や沈黙の時間も含め、その積み重ねは親子関係の土台を豊かにするものである。

本検定は、親子のかけがえのない時間を制度として支えることを理念の一つとする。

第16章 事務局の最終判断権限

本検定の認定可否、写真審査の判断、ルール解釈、類似種・難判別枠の適用、例外対応については、一般社団法人挑戦型自然体験協会が設置する事務局が法人として判断する。

また、情報発信は、公式 Web サイト、SNS 等を通じて行われることがあるが、運営ルール・認定基準については本ガイドラインを最優先とする。なお、運営方針に関わる重要事項（本ガイドラインの制定および重要な改訂を含む。）は、社員総会の決議に基づき決定する。軽微な改訂については、代表理事が決定する。

本ガイドラインの制定および改訂は、一般社団法人挑戦型自然体験協会の定款に基づき行われるものとする。

本別表は、認定の公平性確保を目的とした運用補助資料であり、制度の本質的評価基準は第3章に定める原則による
【別表1】類似種リスト(難判別枠適用種)

	級	指定昆虫	類似種グループ	認定方法
森林 フィールド	1級	オオクワガタ	—	—
	2級	ミヤマクワガタ	—	—
	3級	シロスジカミキリ	シロスジカミキリ類(シロスジノゴマダラ系)全般	包括表現認定
	4級	オオムラサキ	ゴマダラチョウ	同一グループ認定
	5級	ノコギリクワガタ	—	—
	6級	カブトムシ	—	—
	7級	ルリボシカミキリ	ルリボシカミキリ類(近縁種を含む)全般	包括表現認定
	8級	ヒグラシ	—	—
	9級	コクワガタ	スジクワガタ	同一グループ認定
	10級	ゾウムシ	ゾウムシ類全般	包括表現認定
野原 フィールド	1級	トノサマバッタ	—	—
	2級	ヒシバッタ	—	—
	3級	ショウリョウバッタ	ショウリョウバッタモドキ	同一グループ認定
	4級	アリジゴク	ウスバカゲロウ類(幼虫＝アリジゴク)全般	包括表現認定
	5級	キリギリス	キリギリス類(キリギリスノクビキリギリス等)全般	包括表現認定
	6級	クルマバッタ	クルマバッタモドキ	同一グループ認定
	7級	オンブバッタ	—	—
	8級	イナゴ	イナゴ類(コバネイナゴ等)全般	包括表現認定
	9級	モンシロチョウ	モンシロチョウ類全般	包括表現認定
	10級	テントウムシ	テントウムシ類全般	包括表現認定
水辺 フィールド	1級	タガメ	—	—
	2級	ギンヤンマ	—	—
	3級	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ類(クロゲンゴロウ等)全般	包括表現認定
	4級	コオイムシ	コオイムシ類(ヒメコオイムシ等)全般	包括表現認定
	5級	タイコウチ	マルタイコウチ	同一グループ認定
	6級	ミズカマキリ	ミズカマキリ類全般	包括表現認定
	7級	オニヤンマ	—	—
	8級	シオカラトンボ	オオシオカラトンボ	同一グループ認定
	9級	カワトンボ	カワトンボ類全般	包括表現認定
	10級	アメンボ	アメンボ類全般	包括表現認定
市街地 フィールド	1級	ナナフシ	ナナフシ類全般	包括表現認定
	2級	タマムシ	ヤマトタマムシノアオハダタマムシ	同一グループ認定
	3級	オオカマキリ	チョウセンカマキリ	同一グループ認定
	4級	クロアゲハチョウ	黒系アゲハ類(クロノカラスノミヤマカラス等)全般	包括表現認定
	5級	アゲハチョウ	ナミアゲハノキアゲハ	同一グループ認定
	6級	カナブン	ハナムグリ類(シロテン等)全般	包括表現認定
	7級	アブラゼミ	—	—
	8級	アキアカネ	赤トンボ系全般	包括表現認定
	9級	コオロギ	コオロギ類(エンマノフタホシ等)全般	包括表現認定
	10級	アリ	アリ系全般	包括表現認定

版	改訂日	改訂内容	備考
v1.0	2026年2月22日	初版制定	公式ガイドラインとして制定